

[様式第13号]

[特例政令適用一般競争入札]

質 疑 応 答 書

工事名 第3南蒲生幹線工事1

質 問 事 項	回 答
1. 入札説明書【別記】2. III 共同企業体の代表者以外の構成員2 によると、求められる元請負としての施工実績として「国又は地方公共団体等が発注した開削工法による下水道管布設工事」とありますが、処理場やポンプ場等の施設場内における工事についても施工実績として認めていただけるのでしょうか。ご教示ください。	認められます。
2. 代表企業の参加資格要件に、「公共団体等発注のシールド工法による下水道管布設工事の実績」とありますが、二次覆工の施工（コンクリート巻立）をもって完成となる下水道管の場合、一次覆工（シールド掘進）工事完了だけでは実績として認められないのでしょうか。ご教示ください。	認められます。ただし、同一工事に二次覆工が含まれる場合は、一次覆工の完了だけでは認められません。
3. 配置予定技術者の施工管理経験について、従事期間の長短や工程等による制約はありますでしょうか。ご教示ください。	従事期間は、原則工期の全期間となります。
4. 送風管φ500は購入と賃貸のどちらで計上されているのでしょうか。ご教示ください。	損料を計上しています。
5. 坑内の軌条設備は工事終了時に撤去するのでしょうか。撤去する場合設計書のどこに計上されているのでしょうか。ご教示ください。	軌条設備は撤去します。 本積算において軌条設備撤去の計上はありません。

[様式第13号]

質 問 事 項	回 答
<p>6. 代価表 C-74 や C-105 などによると、工事において使用する送排泥管などの配管は購入となっておりますが、シールド掘進終了後は撤去するのでしょうか。撤去する場合はどのように処理すればよろしいのでしょうか。また、現場から搬出する際の運搬費は計上されているのでしょうか。計上されている場合は設計書のどこに記載されているのでしょうか。ご教示ください。</p>	<p>配管類はシールド掘進終了後に撤去します。配管類はスクラップ処理して下さい。 なお、配管類の購入価格は土木工事標準積算基準書に準じ、予めスクラップ相当分を控除した価格としています。 配管類の運搬費は、共通仮設費率分に含まれているものとしています。</p>
<p>7. シールド坑内にて資機材を運搬する車両の費用は、設計書のどこに記載されているのでしょうか。また、何編成で積算されているのでしょうか。ご教示ください。</p>	<p>C-22 機械器具損料に計上しています。機関車含め4両で1編成を標準としています。</p>
<p>8. 簡易な施工計画のテーマ細目②「工程計画」において、ボルトボックス孔埋及び目地コーキングの施工日数を110日(供用日)を設定されておりますが、その算出根拠についてご教示ください。</p>	<p>$110日 = 総リング数 \div 10(R/日) \div 5班 \times 不稼働率$ としています。</p>
<p>9. 設計書 A-5 仮設材運搬費および代価表 B-34 鋼材等運搬費に示す「仮設材」および「鋼材等」とは具体的に何を指しているのでしょうか。ご教示ください。</p>	<p>土留芯材のうち鋼材購入費 H-594 中古品スクラップ分、切梁腹起鋼材賃料分、支圧壁鋼材賃料分、発進受台鋼材賃料分、仮支保鋼材賃料分、枕木鋼材賃料分です。</p>
<p>10. 施工条件明示書(1/3) 4(2) 施工方法の欄に、シールド工(場内整理/補)作業日1人/日、シールド工(発進立坑部/単)作業日1人/日とありますが、シールド工施工中には交通誘導員を2人配置するという解釈でよろしいでしょうか。また、「シールド工」とは、7月23日にご提示いただいた参考工程表のうち、どこからどこまでを指すのでしょうか。ご教示下さい。</p>	<p>現在、南蒲生浄化センターの復旧工事が行われており、本工事の工事車両が同場内を通行するため、場内の交通誘導を目的に『シールド工(場内整理/補)作業日1人/日』を計上しています。 また、発進立坑部に『シールド工(発進立坑部/単)作業日1人/日』を計上しています。 また、ここで言う「シールド工」は、7月23日掲載別紙工程表(参考)の、「発進立坑設置」から「作業床撤去」までを指します。</p>

[様式第13号]

質 問 事 項	回 答
11. 発進立坑築造時、到達立坑での作業時に交通誘導員は必要ないのでしょうか。数量についてご教示ください。	発進立坑築造時に、到達立坑での作業はありません。
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----

注1 この質疑応答書は、設計図書等に対して質問がある場合（見積りに必要な事項に限る。）に提出してください。会社名を記入する必要はありません。